

著作権侵害差止請求事件

令和元年5月21日判決(大阪地裁) 平成28年(ワ)第11067号

キーワード:プログラムの著作物性

担当 弁理士 齋藤 賢二

1. 事案の概要

被告が飲食店等に対して頒布している「でんちゅ~」という名称のプログラムは,以前,原告が開発したプログラムを複製又は翻案した物であるから,「でんちゅ~」を制作し,被告プログラムを複製,販売,頒布する被告の行為は,原告の,原告プログラムについての著作権(複製権,翻案権ないし譲渡権)を侵害する旨を主張し,著作権法112条1項に基づき,被告プログラムの複製,販売,頒布の各差止めを,同条2項に基づき,同プログラムの廃棄を求めた事案である。

2. 結論

請求棄却

3. 争点

原告プログラムが著作物に該当するか否かが争われた。

4. 裁判所の主な判断(下線は筆者)

(1) プログラムの著作物性について

プログラムは、「電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合せたものとして表現したもの」(著作権法2条1項10号の2)であり、所定のプログラム言語、規約及び解法に制約されつつ、コンピューターに対する指令をどのように表現するか、その指令の表現をどのように組合せ、どのような表現順序とするかなどについて、著作権法により保護されるべき作成者の個性が表れることになる。

したがって、プログラムに著作物性があるというためには、指令の表現自体、その指令の表現の組合せ、その表現順序からなるプログラムの全体に選択の幅があり、かつ、それがありふれた表現ではなく、作成者の個性、すなわち、表現上の創作性が表れていることを要するといわなければならない(前掲知財高裁平成24年1月25日判決)。

(2) 原告プログラムのソースコードの創作性について

ア 原告プログラムのソースコードのうち創作性が認められ得る部分

前記1のとおり、原告プログラムは、原告が作成していたレジアプリケーションソフトを基に、原告と被告が協議しつつ、原告がソースコードを書くことにより完成したものであって、顧客の携帯電話端末を注文端末として使用することができる点や、店舗において

入力した情報を店舗(クライアント)側ではなくサーバー側プログラムを介してデータベースに保持し、主要な演算処理を行う点等について、<u>従来の飲食店において使用されていた注文システムとは異なる新規なものであったと一応推測することができる</u>。また、原告の書いた原告プログラムのソースコード(甲3)は、印刷すると1万頁を超える分量であって、相応に複雑なものであると推測できる(原告本人)。

そして、<u>⑥データベースにおける正規化されたデータの格納方法や、注文テーブル及び</u> 注文明細テーブルに全てのアプリケーションからの注文情報を集約するための記述(甲1 8)等に、原告の創作性が認められる可能性もある。

イ コンピュータに対する指令の創作性について

前記(1)のとおり、プログラムの著作物性が認められるためには、プログラムにより特定の機能を実現するための指令の表現、表現の組合せ、表現順序等に選択の幅があり、ありふれた表現ではないことを主張立証することが必要であって、これらの主張立証がなされなければ、プログラムにより実現される機能自体は新規なものであったり、複雑なものであったとしても、直ちに、当該プログラムをもって作成者の個性の発現と認めることはできないといわざるを得ない。

コンピュータに対する指令(命令文)の記述の仕方の中には、コンピュータに特定の単純な処理をさせるための定型の指令、その定型の指令の組合せ及びその中での細かい変形、コンピュータに複雑な処理をさせるための上記定型の指令の比較的複雑な組合せ等があるところ、単純な定型の指令や、特定の処理をさせるために定型の指令を組合せた記述方法等は、一般書籍やインターネット上の記載に見出すことができ、また、ある程度のプログラミングの知識と経験を有する者であれば、特定の処理をさせるための表現形式として相当程度似通った記述をすることが多くなるものと考えられる(乙12、被告代表者)。

そうすると、<u>ソースコードに創作性が認められるというためには、上記のような、定型の指令やあり</u>ふれた指令の組合せを超えた、独創性のあるプログラム全体の構造や処理手順、構成を備える部分があることが必要であり、原告は、原告プログラムの具体的記述の中のどの部分に、これが認められるかを主張立証する必要がある。

ウ 本件における主張立証

被告は、原告プログラムについて、(1)レジ、(2)キッチンモニター及び(3)マスタメンテナンスの各プログラムのソースコードは、汎用性のあるソースコードであり創作性が認められないと主張し、被告代表者の陳述書((2)12)において、上記(1)0の各プログラムのソースコード((2)10の大部分について、指令の表現に選択の幅がなく、一般書籍((2)1000をインターネット上にも記載のあるありふれたものであることを指摘する。また、被告は、原告プログラムのうち他の構成についても、指令の組合せがありふれたものであると主張する。

これに対し、原告は、④スタッフオーダー等によって入力された情報を、⑤サーバー側 プログラムを経由して飲食店用に最適化された⑥データベースにおいて一括管理し、レジ やキッチンに出力する機能が一体となる点に創作性が認められる旨主張するが、これは、 プログラムにより実現される機能が新規なもの、複雑なものであることをいうにとどまり、それだけでプログラムに創作性が認められることにはならないことは前述のとおりであるところ、原告は、具体的にどの指令の組合せに選択の幅があり、いかなる記述がプログラム制作者である原告の個性の発現であるのかを、具体的に主張立証しない。

エまとめ

- (ア)前記認定したところによれば、原告は、平成23年3月の時点で、一定のレジアプリケーションを完成していたが、これは「でんちゅ〜」そのものではなく、「でんちゅ〜」を事業化しようとする被告代表者と協議しながら、「でんちゅ〜」のプログラムを開発したこと、平成24年12月までの原告と被告との法的関係は不明であるが、「でんちゅ〜」の事業化の主体は被告であり、原告は、被告の依頼又は内容に関するおおまかな指示を受けてプログラムの開発を行ったこと、「でんちゅ〜」は平成23年に飲食店に試験導入され、平成24年以降本格導入されたこと、原告は、少なくとも同年12月から平成27年7月の退社までの2年半余り、被告の被用者として被告の指示を受け、前記導入の結果を踏まえ、「でんちゅ〜」の改良、修正等に従事したこと、以上の事実が認められる。
- (イ)上記事実の中で、平成24年5月22日の時点における原告プログラムの構成が、ありふれた指令を組み合わせたものであるには止まらず、原告の個性の発現としての著作物性を有していたと認めるに足りるものであることの立証がなされていないことは、既に述べたところから明らかである。
- (ウ)また、平成23年の導入以降、「でんちゅ~」については、段階的に改良や修正が施され、原告自身も、少なくとも2年半余り被告の従業員としてその開発、修正に従事しており、前記認定のとおり、原告プログラムと被告プログラムには相当程度の差異が認められるのであるから、仮に原告プログラムの一部に、原告の個性の発現としての創作性が認められる部分が存したとしても、その部分と同一又は類似の内容が被告プログラムに存すると認めるに足りる証拠はなく、結局のところ、平成24年5月22日時点の原告プログラムの著作権に基づいて、現在頒布されている被告プログラムに対し、権利を行使し得る理由はないといわざるを得ない。

以上